

# ○職務上遵守すべき行動規範

平成 15 年 10 月 1 日

平成 15 年度規程第 19 号

一部改正	平成 19 年 4 月 1 日平成 18 年度規程第 55 号
一部改正	平成 20 年 7 月 7 日平成 20 年度規程第 9 号
一部改正	平成 21 年 7 月 15 日平成 21 年度規程第 22 号
一部改正	平成 22 年 6 月 8 日平成 22 年度規程第 5 号
一部改正	平成 23 年 2 月 28 日平成 22 年度規程第 44 号
一部改正	平成 26 年 3 月 31 日平成 25 年度規程第 41 号
一部改正	平成 27 年 3 月 31 日平成 26 年度規程第 62 号
一部改正	平成 27 年 8 月 31 日平成 27 年度規程第 7 号
一部改正	平成 28 年 12 月 28 日平成 28 年度規程第 22 号

## 第 1 章 総則

### (目的)

**第 1 条** この規範は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）の業務の公共性にかんがみ、役職員が職務上の義務として遵守すべき事項を定め、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）並びに就業規則（平成 15 年度規程第 8 号）、役職員倫理規程（平成 15 年度規程第 20 号。以下「倫理規程」という。）及びその他の服務に係る規程と併せて運用し、機構の社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

### (定義等)

**第 2 条** この規範において役職員とは、第 1 号及び第 2 号に規定する役員並びに第 3 号に規定する職員をいう。

- 一 機構法第 9 条第 1 項に規定する理事長及び監事
- 二 機構法第 9 条第 2 項及び附則第 5 条に規定する役員として通則法第 20 条第 3 項に基づき理事長が任命した副理事長及び理事
- 三 通則法第 26 条に基づき理事長が任命した者

2 この規範の規定の適用において、嘱託就業規則（平成 15 年度規程第 10 号）第 2 条第 1 項に基づき委嘱された者は、前項第 3 号に規定する職員とみなす。

## 第 2 章 行動規範

### (社会的信頼の確保)

**第 3 条** 役職員は、機構の公共性を自覚し、機構に対する社会的信頼を維持

し、向上させるよう努めなければならない。

（法令等の遵守）

**第4条** 役職員は、その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び機構が定める業務方法書その他の規則を遵守し、機構のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（説明責任）

**第5条** 役職員は、機構の業務の公共性を踏まえて、説明責任を意識し、適切な情報提供に努めなければならない。

（業務上の相手に対する公平性）

**第6条** 役職員は、業務上の相手すべてに対し、公平、誠実に行動するものとし、癒着その他偏頗な行動をしてはならない。

（利害関係者等との節度ある関係）

**第7条** 役職員は、倫理規程に基づく利害関係者等からの贈与、供応等に係る禁止行為等に細心の注意を払い、その職務に係る倫理の保守を図らなければならない。

（兼業の禁止）

**第8条** 役職員は、非常勤の場合を除き、所定の手続によらずに他の業務に就いてはならない。

（情報の管理）

**第9条** 役職員は、法令等に基づく守秘義務を全うするため、業務上知り得た相手方の秘密及び個人情報を厳重かつ適切に管理しなければならない。

（知的財産権の尊重）

**第10条** 役職員は、他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害してはならない。

（利益相反行為の禁止）

**第11条** 役職員は、業務を遂行するに当たって、機構の利益と対立相反するような行為をしてはならない。

（株式の取引に対する注意）

**第12条** 役職員は、株式の取引について、インサイダー取引その他の不正がないよう厳正に注意しなければならない。

(機構の財産権等の適切な利用)

**第13条** 役職員は、機構の財産及び情報等を業務以外の目的のために利用してはならない。

(適正な会計処理)

**第14条** 役職員は、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行うとともに、内部牽制が機能するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の防止)

**第15条** 役職員は、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他職場の健全な環境、秩序及び規律をみだすような行為をしてはならない。

(環境への配慮)

**第16条** 役職員は、環境保全に対し自主的・積極的な取組を行い、環境に配慮した行動に努めなければならない。

(行動規範の率先垂範)

**第17条** 役員及び管理職は、業務の遂行にあたり、この行動規範に従って、自ら率先垂範して臨まなければならない。

### 第3章 不適切な行為への対応等

(不適切な行為の防止等)

**第18条** 機構は、あらかじめ役職員の業務の内容等を十分配慮し、行動規範に抵触する不適切な行為（以下単に「不適切な行為」という。）の発生を防止しなければならない。

2 機構は、不適切な行為の発生の防止、発生後の迅速な対応その他行動規範を保持するための体制の整備をしなければならない。

(行動規範調査委員会)

**第19条** 機構は、不適切な行為の発生又は発生のおそれがあることを知った場合には、必要に応じて行動規範調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

2 調査委員会に委員長を置き、委員長は総務担当理事とし、委員は、総務部長、人事部長及び別に委員長が指名する者とする。

3 調査委員会は、不適切な行為の発生等を知った場合の対応その他行動規範に係る個別事案に対する意見具申及び助言を行う。

4 調査委員会は、不適切な行為の発生等を知った場合は、個別事案の調査を行うことができる。

5 調査委員会は、人事部長を長とする事務局に対して調査の実施を指示す

ることができる。

- 6 調査委員会に係る事務は、人事部長を長とする事務局において行うものとする。

(通報等)

**第 20 条** 役職員は、不適切な行為が発生又は発生のおそれがあることを知った場合には、その旨を人事部又は機構から委嘱された外部の専門家に通報し、又は自らできる限りの処置をとるよう努めなければならない。

- 2 機構は、前項の通報を適切かつ誠実に処理し、これを行った役職員を不利に取り扱ってはならない。
- 3 内部通報の処理に関する事項については、別に定める。

(役員の報告義務)

**第 20 条の 2** 役員（監事を除く。）は、機構に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(厳正な措置)

**第 21 条** 機構は、職員の不適切な行為に対し、その輕重に従い、就業規則第 34 条に規定する懲戒その他の厳正な措置を行うものとする。

- 2 理事長は、役員の不適切な行為に対し、その輕重に従い、必要な措置を厳正に行うものとする。
- 3 前 2 項の措置を行うに当たっては、必要に応じ調査委員会の意見を聴くものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の措置を行うに当たっては、必要に応じ監事に報告するものとする。

## 第 4 章 雜則

(雑則)

**第 22 条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規範は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 18 年度規程第 55 号)

この規範は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 20 年度規程第 9 号)

この規範は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

**附 則** (平成 21 年度規程第 22 号)

この規範は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

**附 則** (平成 22 年度規程第 5 号)

この規範は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。

**附 則**（平成 22 年度規程第 44 号）

この規範は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年度規程第 41 号）

この規範は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年度規程第 62 号）

この規範は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年度規程第 7 号）

この規範は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年度規程第 22 号）

この規範は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。